気候変動対応等高需要種子増産・確保緊急対策事業実施要領

制　定　令和８年１月５日付け７農産第 3456 号
農林水産省農産局長通知

第１　趣旨

気候変動対応等高需要種子増産・確保緊急対策事業補助金交付等要綱（令和８年１月５日付け７農産第 3455 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）に基づく気候変動対応等高需要種子増産・確保緊急対策事業の実施については、交付等要綱に定めるもののほか、本実施要領に定めるところによる。

第２　定義

本事業における用語の定義は、次のとおりとする。

１　高温耐性品種

（国研）農業・食品産業技術総合研究機構や各都道府県の農業試験場において、高温耐性を有する品種(若しくは登熟期に高温に遭遇することが回避可能な品種)として育成された品種又は従来品種と比較して高温耐性を有することが客観データ（一等米比率等）で示すことが可能な品種。

２　多収品種

栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収よりおおむね１割以上高い品種。

３　米粉用品種

「需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成 26 年４月１日付け 25 生産第 3578 号農林水産省生産局長通知)」で定める米粉用向け専用品種。

４　種子

本事業における支援の対象となる種子は、種苗法（平成 10 年法律第 83 号）第 61 条第１項の規定に基づく「指定種苗の生産等に関する基準（平成 14 年農林水産省告示第 923 号)」を満たすものとする。

５　純度

異種、異品種及び品質特性が明らかに変化した変異株の種子（以下「異種等種子」という。）を除いた種子の全体の種子に対する粒数割合をいう。

第３　事業の内容等

本事業は、次に掲げる事業により構成されるものとし、それぞれの事業の内容等は、別記１から３までに定めるとおりとする。なお、配分基準については、別紙１のとおりとする。

１　健全種子生産のための施設整備緊急対策事業　　別記１

２　需要増に対する種もみ等確保に対する支援

（１）高需要種子増産・備蓄実証事業　　別記２

（２）高需要種子臨時転用特例対策事業　　別記３

第４　事業実施主体

本事業を構成する事業の実施主体は、別記１から別記３までに定めるもののほか、以下の要件を全て満たすものとする。

１　事業実施主体の代表者や役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

２　事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約等（以下「規約等」という。）が定められていること。

３　規約等において、一つの手続きにつき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

第５　補助対象経費

１　補助対象経費は本事業に直接必要な経費であって、本事業にかかるものとして明確に区分でき、かつ、証拠書類等によって金額が確認できるもののみとする。

事業実施主体は、補助対象経費が本事業に直接必要となった根拠を明確にするとともに、その経理に当たっては、費目ごとに整理を行い、ほかの事業等と区分し、適切かつ明確に区分して計上するものとする。

２　次の取組に係る経費は補助対象としないものとする。

（１）経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

（２）事業実施主体が自力若しくはほかの助成により実施し、又はすでに実施を完了した取組

（３）事務所の家賃など事業実施主体の経常的な運営経費

（４）事業の期間中に発生した事故、災害及びこれらに相当する事象の処理のための経費

（５）補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額をいう。）

３　補助金の返還

農林水産省は、次に掲げる事由を確認した場合、事業実施主体に対し、既に交付した補助金の一部若しくは全額の返還を求めることができるものとする。

（１）事業実施計画書等の書類に虚偽の記載があった場合

（２）事業成果の評価等の報告を怠った場合
（３）事業実施計画の進捗が計画と著しく異なる場合（事業実施主体から進捗と計画が著しく異なることについて計画変更の申請があり、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）がこれを承認した場合を除く。）

第６　実施手続
１　事業実施計画の作成
（１）事業実施主体は、別記様式第１号別添により事業実施計画を作成するものとする。都道府県以外が事業実施主体の場合にあっては、都道府県知事へ提出するものとする。
（２）都道府県知事は、都道府県以外の事業実施主体から前項の規定により提出のあった事業実施計画及び都道府県が前項の規定により作成した事業実施計画の内容を２の基準に基づき確認し、別記様式第２号別添により都道府県事業計画総括表（以下「都道府県計画」という。）を作成するものとする。
　また、都道府県知事は地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）の求めに応じ、交付等要綱第７第１項の規定による交付申請書の提出より前に、都道府県計画を提出しなければならない。
　都道府県計画の提出に当たっては、事業実施計画を添付するものとする。
２　事業実施計画の確認基準等
　都道府県知事は、１の（１）により提出された事業実施計画の確認に当たっては、以下の内容を基準として行うものとする。
（１）事業実施主体は、第４及び各別記に定める要件を満たしていること。
（２）各別記に定める成果目標の基準を満たしていること。
（３）事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。
（４）当該都道府県の農業振興に係る方針など地域施策との整合性があること。
（５）取組を実施する場合は、各別記に定める留意事項を全て満たしていること。
３　予算額の配分及び事業実施計画の決定
（１）地方農政局長等は、１の（２）により提出された都道府県計画について、以下の内容を基準として確認を行い、農産局長に提出するものとする。
　ア　各別記に定める成果目標の基準を満たしていること。
　イ　事業内容が成果目標の達成に結びつく取組であること。
（２）農産局長は、（１）により提出のあった都道府県計画について、別紙１の配分基準に基づき、都道府県ごとの予算額を決定し、これらを地方農政局長等に通知するものとする。
（３）地方農政局長等は、（２）の通知に基づき、都道府県知事に通知するものとする。
（４）都道府県知事は、（３）の通知に基づき、該当する事業実施計画を決定するものとする。

4　事業の配分基準については、別紙１に定めるものとする。

5　事業実施主体は、過剰な施設の整備等を排除するなど、徹底した事業費の低減に努めるものとする。

6　管理運用

（1）事業実施主体は、本事業により補助金を受けて導入した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、耐用年数が経過するまでの間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、当該施設等を別の者に使用させる場合には、事前に都道府県知事の承認を受けるものとする。

（2）都道府県知事は、（1）の承認を行うに当たり、あらかじめ地方農政局長等へ協議するものとする。

第７　事業の着手

1　事業の着手は、交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業実施地区の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむをえない事情により、交付決定の前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、交付決定者の適切な指導を受けた上で、別記様式第３号により、その理由を明記した交付決定前着手届を交付決定者に提出するものとする。

2　前項ただし書の規定により交付決定の前に着手する場合については、事業実施主体は、本事業について、事業の内容及び本補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。この場合において、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定の前に着手した場合には、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

第８　事業実施状況の報告

事業実施主体は、次に掲げるとおり、事業実施状況を交付決定者に報告するものとする。なお、別記において別に定めている場合においては、当該別記に従うものとする。

1　事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、当該年度における事業実施状況報告書を別記様式第４号により作成し、報告に係る年度の翌年度の７月末日までに都道府県知事に報告するものとする。

2　都道府県知事は１により作成及び報告された事業実施状況報告書の内容を検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、事業実施主体に対して適切な措置を講ずるよう指導・助言を行うことができるものとする。

3　都道府県知事は１により作成及び報告された事業実施状況報告書を取りまとめ、同年度の９月末日までに別記様式第５号により地方農政局長等に報告するものとする。

また、２の措置を行った場合には、その内容についても併せて地方農政局長等に報告するものとする。

４　地方農政局長等は、３の報告の内容を確認し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断した場合等には、必要に応じて、都道府県知事及び事業実施主体に対して指導・助言を行うことができるものとする。

第９　事業実施結果の評価

１　事業実施主体による事業評価

事業実施主体は、別記様式第６号に定める事業評価シートにより自ら事業実施結果の評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の７月末日までに、都道府県知事に報告するものとする。ただし、それぞれの別記において別途評価方法又は提出方法を定めている場合においては、当該定めによるものとする。

２　都道府県知事及び地方農政局長等による事業評価

（１）都道府県知事は、事業実施主体から１の事業評価シートの提出があった場合は、その内容を点検し、事業実施主体の自己評価が、成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けて実施した取組の内容に関し適正になされているかどうかについて評価を行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断する場合には、事業実施主体に対し、再度適切に評価を実施した上で事業評価報告書を作成及び報告するよう指導することができるものとする。

（２）地方農政局長等は、天災など外部的な要因により、事業実施計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。地方農政局長等から評価方法を変更して評価を行うよう指導を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、速やかに地方農政局長等に報告するものとする。

（３）都道府県知事は、前項及び（１）並びに（２）の規定により作成及び報告された事業評価シートを取りまとめ、自らが事業実施主体として前項の規定により作成した事業評価シートとあわせて、同年度の９月末日までに別記様式第７号により地方農政局長等へ報告するものとする。なお、取りまとめに当たっては、必要に応じ事業実施主体から聞き取りを行うものとする。

３　評価結果に基づく指導等

（１）目標年度において、都道府県知事及び地方農政局長等は、前２項の規定により提出のあった事業評価シートの内容を検討し、事業実施計画に掲げた成果目標が達成されていない場合等、当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用が行われていないと判断される場合においては、事業実施主体に対し、達成するまでの間、目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから１ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第８号により提出させることができるものとする。

（２）都道府県知事は、（１）の規定により事業実施主体を指導した場合には、その内容及び改善計画を２の（３）の提出と併せて地方農政局長等に報告するもの

とする。

（３）地方農政局長等は、前２項及び（１）並びに（２）の規定により報告を受けた場合には、検討会等を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、その結果を踏まえ、都道府県向け補助金においては、必要に応じて都道府県知事を指導するとともに、当該評価結果及び指導内容を農産局長に報告するものとし、その他の事業においては、地方農政局長等は、報告を受けた事業評価、評価方法を変更して実施した事業評価を取りまとめ、目標年度の翌年度の10月末日までに農産局長に報告するものとする。

（４）地方農政局長等は、以下に該当する場合であって、検討会等に諮り、妥当と判断された場合には、成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

ア　自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ　社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

（５）都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度又は評価結果を取りまとめた年度に、その結果を公表するものとする。

（６）国及び都道府県は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

第10　支援の要件

事業実施主体が、本補助金の支援対象となる要件は、次のとおりとする。

１　受益者は、別記様式第９号により、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「チェックシート」という。）を用いてに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出すること。提出にあたっては第６の１に準じて行うものとする。

また、実績報告の際は、実績報告書中のチェックシートに記載された環境負荷低減の各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、事業実施主体に提出すること。

なお、チェックシートを提出した者から抽出して、農林水産省の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うこととする。

２　事業実施主体は、全ての受益農業者からチェックシートを収集し、都道府県に提出すること。

第11　関係機関との情報共有

１　地方農政局長等は、本事業の円滑な実施に資するため、必要に応じ、関係する都道府県との間で本事業に係る情報を共有できるものとする。

２　交付決定者は、本事業の実施に際して入手した資料・情報等について、地方農政局長又は農産局長に対し、速やかに情報を共有することとし、その実施に係る項目について、必要に応じて協議するものとする。

第12　推進指導

1　国は、本事業の効率的かつ効果的な推進を図るため、都道府県及び事業実施主体に対し必要な指導・助言を行うことができるものとする。

2　都道府県は、目標達成に向けた取組が着実に図られるよう、農業団体等の関係機関と連携し、事業実施主体に対し必要な指導を行うことができるものとする。

第13　個人情報の取扱い

事業実施主体は、本事業により知り得た個人情報について、本事業の実施以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。

第14　他の施策との関連

1　事業実施主体は、作業従事者及び受益者となる農業者等に対し、労働安全に関する講習会等に参加させるよう努めるものとする。

2　地方農政局長等は、別紙１に定める配分基準に従ってポイントを与えられた事業実施計画が、当該ポイントに該当する配点基準の内容と異なる状況となったことで、当該事業の採択水準を満たすポイントを下回ることが明らかとなった場合において、地方農政局等が自然災害等、やむを得ない事情があると認める場合を除き、事業申請者が自ら当該事業に係る交付申請を取り下げ、当該事業を中止又は廃止することについて、あらかじめ事業申請者から同意を得るものとする。

第15　事業の効果分析

交付決定者は、本事業の適正な執行を確保するため、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとするとともに、本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、補助事業者等に対して報告を求めることができるものとする。その際、事業実施主体は、正当な理由がある場合を除き、当該調査分析に協力するものとする。

第16　不正行為等に対する措置

交付決定者は、事業実施主体が、本事業の実施に関連して不正な行為を行った場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体に対し、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の徹底的な解明、再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

また、都道府県知事は、当該不正な行為に関する真相及び発生原因、講じられた是正措置等について、地方農政局長等に報告するものとする。

第17　補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成７年11月20日付け７経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

第18　知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権、品種登録を受ける地位及び育成者権等をいう。以下同じ。）が発生した場合、その知的財産権は事業実施主体に帰属するものとする。ただし、知的財産権の帰属に関し、次に掲げる条件を遵守することとする。

（１）本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願及び取得を行った場合には、遅滞なく地方農政局長等に報告すること。

（２）国が公共の利益等を目的として当該知的財産権の利用を事業実施主体等　に求める場合には、無償で知的財産権の利用を国に許諾すること。

（３）本事業実施期間中及び本事業終了後５年間において、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用許諾をする場合には、事前に地方農政局長等と協議して承認を得ること。

２　本事業終了後５年間において、本事業の成果である知的財産権に伴う収益が生じた場合は、毎年度収益の状況を国に報告することとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すること。

附則

この要領は、令和８年１月５日から施行する。

（別記１）

健全種子生産のための施設整備緊急対策事業

第１　事業の内容

本事業は、稲、麦類、豆類の原原種及び原種（以下「原原種等」という。）の品種の純度、病虫害の予防、発芽率（純潔種子のうち正常芽生を生ずる種子の全体の種子に対する粒数割合をいう。）、発芽勢（摂氏二〇度で七二時間以内に発芽した整粒の供試した整粒に対する粒数歩合をいう。）など種子に関する品質（以下「品質」という。）の向上によって、持続的かつ安定的な種子流通体制の確保、高温耐性や多収性を有する新品種の導入を進める産地の形成、需要に応じた生産体系の構築及び近年の高温による品質低下への対策に必要な施設整備に関する経費を補助するものとする。

第２　事業実施主体

１　本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

（１）都道府県

（２）独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人であって原原種等生産を行うもの

（３）原原種等生産を行う農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア　農業協同組合

イ　農業協同組合連合会

ウ　農事組合法人

エ　農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ　特定農業法人及び特定農業団体

カ　その他農業者の組織する団体

（４）地域農業再生協議会（経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成 27 年４月９日付け 26 経営第 3569 号農林水産事務次官依命通知）第２の２の（２）に定める地域農業再生協議会又は地域担い手育成総合支援協議会設置要領（平成 17 年４月１日付け 16 経営第 8837 号農林水産省経営局長通知）第１の３に定める地域担い手育成総合支援協議会をいう。以下同じ。）であって、施設整備を行う者が、地域農業再生協議会の構成員のうち法人格を有する者とされていること。

（５）原原種等生産を行う民間事業者

（６）原原種等の生産者、農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、実需者又は都道府県若しくは市町村で構成するコンソーシアムであって、以下のアからエまでに定める基準を満たすもの

ア　原原種等の生産者（原原種等の生産活動を行う個人又は法人）、農業協同組合又は農業協同組合連合会、実需者、都道府県又は市町村を必須の構成員とすること。

イ　施設整備を行う者が、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者とされていること。

ウ　事業に係る事務手続が適正かつ効率的に行われるよう、コンソーシアム規約が定められていること。

エ　ウのコンソーシアム規約において、複数の者の関与のもとで事務手続が実施されるべきこと等の不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

（７）地方農政局等が事業目的に資するとして特に必要と認めた団体

２　実施要領第 10 において定めるチェックシートについては、別記様式第９号（農業者向け、民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

第３　対象となる作物の範囲、成果目標等

１　対象となる作物の範囲

水稲、麦類、豆類

２　成果目標

成果目標は、次に掲げる目標を１つ設定することとする。

・本事業を活用し得られた原原種等由来の高温耐性品種、多収品種及び米粉用品種の作付割合を直近と比較して 5.0 ポイント以上増加

・本事業を活用し得られた原原種等由来の当該都道府県における原種もしくは一般種子生産における労働時間を直近５年間の労働時間の平均と比較して 10.0 ポイント以上削減

・本事業を活用し得られた原原種等における当該品種の発芽率が事業実施前もしくは当該品種の標準的な発芽率と比較して 1.0 ポイント以上向上

・事業実施地区における他の都道府県へ供給する種子の作付割合を直近と比較して 1.0 ポイント以上増加

３　目標年度

成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。ただし、都道府県知事が必要と認める場合は、事業実施年度を含む５年までの範囲内で設定するものとする。

第４　補助対象経費、補助率等

本取組は、次の基準により補助する。

１　補助対象経費は、別記１別紙に掲げる施設の整備に要する経費とし、工事費（製造請負工事費及び機械器具費を含む。）、実施設計費及び工事雑費とする。施設等の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、補助の対象外とする。

２　補助率は１／２以内とし、補助上限は５千万円とする。

３　第１の取組については、本要領別記様式第１号による事業実施計画を、都道府県種子生産計画に基づき作成するものとし、これに事業実施年度を含む５年間の原原種等の生産計画（品種、作付面積、生産量、配布先等）を添付するものとする。

4　補助対象とする事業費は、本事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。また、事業費の積算等については、「補助事業等の厳正かつ効率的な実施について」（平成 19 年９月 21 日付け 19 経第 947 号農林水産省大臣官房長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和 56 年５月 19 日付け 56 経第 897 号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

5　事業で整備する施設等は、新品、新築又は新設のほか、既存の施設等の改修も対象にする。ただし、既存の施設等及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、森林・林業基本計画（令和３年６月 15 日閣議決定）の趣 旨を踏まえた木材利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

6　施設等の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。

7　本事業の事務手続及び事業費の取扱いについては、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和４年４月１日付け３新食農 第 2088 号、３農産第 2897 号、３ 畜産第 1991 号農林水産省総括審議官（新事業・食品産業）、農産局長、畜産局長 通知（以下「事務取扱」という。））を準用するものとする。

8　地方農政局長等は、事業実施主体がその整備する施設等を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。

9　本事業により施設等を整備する場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設等の処分制限期間において加入が継続されるものとする。 なお、事業実施主体は、本要領別記様式第５号に定める事業実施状況報告の提出に併せて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

10　成果目標の達成に必要な新用途への改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」という。）については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。

（１）同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し、中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。

（２）改修等を行う前の施設等の法定耐用年数が 10 年以上、かつ、内部施設の法定耐

用年数以上で あること。

（３）本事業により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」（平成 20 年５月 23 日付け 20 経第 385 号農林水産省大臣官房経理課長通知）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は承認を受ける見込みであること。

11　留意事項

（１）周辺環境への配慮施設等の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

（２）周辺景観との調和施設等を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設等のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

（３）ＰＦＩ法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）の活用に努めるものとする。

（４）管理運営

ア　管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、 必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

イ　管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。 ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、整備目的が確保される場合に限り、実施地域に係る団体であって都道府県知事が適当と認める者に管理運営をさせることができるものとする。

ウ　指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の代表者（事業実施主体がコンソーシアムの場合は施設等を整備又は管理運営する者。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理運営、処分等において適切な措置を講じるよう、指導監督するものとする。

エ　事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

第５　実施基準

１　事業実施主体が既に終了しているものは、本事業の補助の対象外とする。

２　事業実施主体は、本事業の実施後においても第３の２の成果目標の達成に向けて、

需要に応じた生産体制の構築に向けた取組を継続することとする。

別記１別紙　補助対象基準

施 設 等 名	補 助 対 象 基 準
原原種等生産施設	（施設の整備） ・原原種等の生産の機能を有する施設であること。 ・施設の整備規模に対して過大な整備費用となっていないこと。 ・改修を行う場合は、改修前と比較して、原原種等の品質向上、原原種等の生産量の増加の機能向上となること。
原原種等保管施設	（施設の整備） ・原原種等の保管機能を有する施設であること。 ・施設の整備規模に対して過大な整備費用となっていないこと。 ・改修を行う場合は、改修前と比較して、原原種等の品質向上、原原種等の保管可能量の増加の機能向上となること。

（別記２）

高需要種子増産・備蓄実証事業

第１　事業の内容

本事業は、近年の急激な気候変動を受け、都道府県種子計画においてあらかじめ想定していない農業者による突発的な需要変動にも対応した種子供給を可能とするため、高温耐性品種や多収性品種（以下「高温耐性品種等」という。）の増産や種子備蓄の増加など、農業者のニーズに応じた種子供給体制の構築を図るための実証等の取組に必要な経費を補助するものとする。

第２　事業実施主体

１　本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

（１）都道府県

（２）独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人

（３）種子の流通を行う農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア　農業協同組合

イ　農業協同組合連合会

ウ　農事組合法人

エ　農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ　特定農業法人及び特定農業団体

カ　その他農業者の組織する団体

（４）地方農政局等が事業目的に資するとして特に必要と認めた団体

２　実施要領第 10 において定めるチェックシートについては、別記様式第９号（農業者向け、民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

第３　対象となる作物の範囲、成果目標等

１　対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、水稲とする。

２　成果目標

事業実施主体が所在する都道府県における種子生産ほ場に占める高温耐性品種等の作付割合を直近と比較して 5.0 ポイント以上増加

３　目標年度

成果目標の目標年度は事業実施年度の翌々年度とする。

第４　補助対象経費、補助率等

１　本取組は、次の基準により補助する。

（１）補助対象経費は、農業者のニーズに応じた高温耐性品種等の安定供給に向け、直

近の都道府県の種子計画と比較し、高温耐性品種等の種子の増産や備蓄期間の延長など新たな種子供給体制の構築に必要な実証及び当該実証を実施する際に必要となる実証体制構築に要する経費のうち別表２に掲げるものであって、本取組に要するものとして、明確に区分できるものを補助する。なお、本取組の実施に当たっては、アの検討会の開催を必須とし、検討会の開催に当たっては、有識者及び実需者から意見を聴取し実施することが望ましい。

また、事業実施にあたっては、事業実施都道府県における種子需要や本事業において目指す供給目標をとりまとめた、高温耐性等高需要種子需給計画を策定するものとする。

なお、都道府県以外が事業実施主体の場合にあっては、事業実施主体は都道府県と共同で作成するものとする。

ア　新たな種子供給体制の構築に向けた検討会の開催等に係る経費。

イ　新たな種子供給体制に関する農業者等関係者向け資料の作成に係る経費。

ウ　種子計画と比較して高温耐性品種等の増産を行うにあたって必要となる増産種子の保管経費、増産種子の品質評価・分析にかかる経費。

エ　種子備蓄期間の延長を行うにあたって必要となる、備蓄実証に要する種子代、調査費、技術指導、評価試験器具の借り上げに要する経費及び備蓄種子の品質評価・分析等に要する経費、備蓄種子に関する農業者に対する普及啓発に要する経費。

オ　増産または備蓄期間の延長の実証を行うに当たって要する種子の処分等に要する経費

カ　その他、需要に応じた新たな種子供給体制の構築に必要な経費。

（２）補助率は、前項のアからエ及びカにおいては、定額とし、ウ及びエにおいて支援対象とする種子の対象数量は、事業実施地区における事業実施年度の種子生産計画の高温耐性品種等の計画数量及び在庫・備蓄数量の計の２割を上限とする。

オにおいては処分等に要した経費の 1/2 以内とし、その対象数量は事業実施年度の種子生産計画の高温耐性品種等の計画数量の２割を上限とする。

２　実施要領第７の２に関して、本事業については、種子増産等に向けた調整作業等に時間を要しかつ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第５　実施基準

１　事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。

２　事業実施主体は、本事業の実施後においても第３の２の成果目標の達成に向けて、需要に応じた種子供給の取組を継続することとする。

（別記３）

高需要種子臨時転用特例対策事業

第１　事業の内容

近年の急激な気候変動を受け、都道府県種子計画においてあらかじめ想定していない突発的な需要変動が発生しているが、種子については都道府県において将来的な需要予測を踏まえ、数年をかけて計画的に増殖を行って、需要変動に応じた速やかな増産を行うことが困難である。そのため、本事業においては、農業者の急激な需要変動に対応するため、当該都道府県が農業者のニーズに応じた種子供給を行うための取組を行い、その供給体制が整うまでの期間、高温耐性等優れた形質をもち、農業者のニーズに対し種子の供給量が不足する場合において、当該品種の供給量を充足させ、コメの安定供給及び品質確保を目的に実施する緊急的かつ臨時の種子転用の取組に必要な経費を補助するものとする。

なお、本事業における種子転用とは食用に供することを目的に生産された生産物を種苗として使用することのほか、都道府県の指定する種子生産を目的として作付けを行ったほ場以外において収穫された生産物を種苗として供する取組を含むものとする。

第２　事業実施主体

１　本事業における事業実施主体は、以下に掲げる者とする。

（１）都道府県

（２）独立行政法人、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人

（３）種子の流通を行う農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体等であって、以下に掲げる者をいう。）

ア　農業協同組合

イ　農業協同組合連合会

ウ　農事組合法人

エ　農事組合法人以外の農地所有適格法人

オ　特定農業法人及び特定農業団体

カ　その他農業者の組織する団体

（４）地方農政局等が事業目的に資するとして特に必要と認めた団体

２　実施要領第 10 において定めるチェックシートについては、別記様式第９号（農業者向け、民間事業者・自治体等向け）を用いるものとする。

第３　対象となる作物の範囲、成果目標等

１　対象となる作物の範囲

本事業の対象となる作物は、水稲、麦類、豆類とし、それぞれ以下の要件を満たすものとする。

（１）共通

ア　事業実施主体が所在する都道府県が、種子転用の実施を行うことが必要と判断した取組であること。

イ　当該転用種子の供給範囲は当該事業実施主体が所在する都道府県の範囲内を超えない範囲で設定すること

ウ　指定種苗の生産等に関する基準（平成 14 年４月１日農林水産省告示第 933 号）２に定める基準を満たすことを確認すること。

エ　転用種子由来の病害虫被害や種子事故防止のため、消毒等必要な対策を必ず行うこと。

オ　本事業で取り扱う種子については、その来歴が明らかであること。

カ　本事業で転用した種子については、使用する農業者に対して、転用種子であることの説明を確実に行い、合意を得ること。

キ　育成者権が設定されている品種の転用を行う場合においては、事業実施主体が育成者権者の許諾を得ること。

ク　種子事故が発生した際の責任が明確化されており、必要な措置を予め検討すること。

（２）水稲

ア　高温耐性品種、多収品種等、優良な特性を有する品種の種子転用を行う取組であること。

イ　別記２において作成する高温耐性等高需要種子需給計画に基づき実施する取組であること。

（３）麦類

ア　実需者からの要望がある品種であること。

（４）豆類

ア　実需者からの要望がある品種であること。

イ　種子転用の取組を実施することにより、都道府県における豆類種子生産量が減少することがないよう留意すること。

２　成果目標

（１）水稲

事業実施主体が所在する都道府県における高温耐性品種の作付割合を直近と比較して 5.0 ポイント以上増加

（２）その他の品目

ア　事業の転用を行った品種の種子供給量を直近と比較して 10,0 ポイント以上向上増加

イ　事業対象の品種の導入比率を直近と比較して 2.0 ポイント以上増加

ウ　事業対象の品目の更新率を現状（直近５中３年間）の値と比較して 1.0 ポイント以上向上

エ　事業対象の品目の種子作付面積を直近と比較して 1.0 ポイント以上増加

オ　事業対象の品目において、生産される種子品種数を直近と比較して１品種以上増加

３　目標年度

成果目標の目標年度は事業実施年度の翌々年度とする。

第４　補助対象経費、補助率等

１　本取組は、次の基準により補助する。

（１）補助対象経費は、農業者のニーズに応じた高温耐性品種等や実需者が求める品種等の安定供給のため、種子需要を充足するために行う種子転用の取組を実施する際に要する経費のうち別表２に掲げるものであって、本取組に要するものとして、明確に区分できるものを補助する。

ア　種子転用にかかる検討会の開催等に係る経費。

イ　種子転用を行うにあたり必要となる資材費、労費、輸送費、検査試験器具の借り上げに要する経費及び転用種子の品質評価・分析等に要する経費。

ウ　種子転用を行った種子に対して行う消毒等、病害虫被害及び種子事故防止に要する経費。

エ　種子転用にかかる農業者への周知資料の作成に係る経費。

オ　その他、需要に応じた新たな種子供給体制の構築に必要な経費。

（２）補助率は、定額とする。

２　実施要領第７の２に関して、本事業については、種子増産等に向けた調整作業等に時間を要しかつ緊急性が高いことから、本実施要領の施行日以降の取組について支援の対象とすることができるものとする。

第５　実施基準

１　事業実施主体が既に完了している取組を補助対象とすることは、認めないものとする。

２　事業実施主体は、本事業の実施後においても第３の２の成果目標の達成に向けて、需要に応じた種子供給の取組を実施することとする。

別紙１（別記１、別記２、別記３関係）

気候変動対応等高需要種子増産・確保緊急対策の配分基準について

気候変動対応等高需要種子増産・確保緊急対策における都道府県の予算額の配分については、以下のとおり、事業実施計画の成果目標に応じて配分対象となる事業内容を決定し、予算の範囲内で配分するものとする。

１　農産局長は、要望額の配分に当たっては、予算の範囲内で別記ごとに別表１の成果目標の基準に基づくポイントが上位の事業内容から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分額として地方農政局長等に通知するものとする。

２　１の規定により配分した結果、ポイントが最下位の事業内容の配分可能額が要望額に満たない場合であって、かつ同一ポイントの事業内容が複数ある場合は、要望額の小さい事業内容から順に配分対象とするものとする。なお、予算の残額が事業内容に満たない場合は、80%を下限とする範囲内で配分できるものとする。

別表１（別記１、別記２、別記３関係）

<table>
<tr><td colspan="2">成果目標の選定及びポイント算定の留意点等</td></tr>
<tr><td colspan="2">以下の成果目標から、事業内容の欄の取組ごとに、達成すべき成果目標を１つ選択することとする。
なお、事業内容の欄から複数の取組を選択する場合にあっては、同一の成果目標を選択できるものとする。</td></tr>
<tr><td>事業</td><td>成果目標の基準及びポイント</td></tr>
<tr><td rowspan="4">（別記１）
健全種子生産のための施設整備緊急対策事業</td><td>・本事業を活用し得られた原原種等由来の高温耐性品種、多収品種及び米粉用品種の作付割合を直近と比較して5.0ポイント以上増加
20.0ポイント 以上・・・・・・・20ポイント
15.0ポイント 以上・・・・・・・15ポイント
10.0ポイント 以上・・・・・・・10ポイント
5.0ポイント 以上・・・・・・・ 5ポイント</td></tr>
<tr><td>・本事業を活用し得られた原原種等由来の当該都道府県における一般種子もしくは原種生産における労働時間を直近５年間の労働時間の平均と比較して10ポイント以上削減
20.0% 以上・・・・・・・・・・・20ポイント
15.0% 以上・・・・・・・・・・・15ポイント
10.0% 以上・・・・・・・・・・・10ポイント</td></tr>
<tr><td>・本事業を活用し得られた原原種等における当該品種の発芽率が事業実施前もしくは当該品種の標準的な発芽率と比較して１ポイント以上向上
5.0ポイント 以上 又は発芽率が100%・・・・・・・・・20ポイント
4.0ポイント 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・16ポイント
3.0ポイント 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・12ポイント
2.0ポイント 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・８ポイント
1.0ポイント 以上・・・・・・・・・・・・・・・・・・４ポイント</td></tr>
<tr><td>・事業実施地区における他の都道府県へ供給する種子の作付割合が１ポイント以上増加
10.0ポイント 以上・・・・・・・・・20ポイント
8.0ポイント 以上・・・・・・・・・16ポイント
5.0ポイント 以上・・・・・・・・・12ポイント
3.0ポイント 以上・・・・・・・・・８ポイント
1.0ポイント 以上・・・・・・・・・４ポイント</td></tr>
<tr><td>（別記２）
高需要種子増産・備蓄実証事業</td><td>・事業実施主体が所在する都道府県における種子生産ほ場に占める高温耐性品種の作付割合を直近と比較して5.0ポイント以上増加</td></tr>
</table>

	20.0 ポイント 以上・・・・・・・20 ポイント 15.0 ポイント 以上・・・・・・・15 ポイント 10.0 ポイント 以上・・・・・・・10 ポイント 5.0 ポイント 以上・・・・・・・ 5 ポイント
（別記３） 高需要種子臨時転用特例対策事業	対象品目が稲
	・事業実施主体が所在する都道府県における高温耐性品種の作付面積を直近と比較して 5.0 ポイント以上増加 20.0 ポイント 以上・・・・・・・20 ポイント 15.0 ポイント 以上・・・・・・・15 ポイント 10.0 ポイント 以上・・・・・・・10 ポイント 5.0 ポイント 以上・・・・・・・ 5 ポイント
	対象品目が水稲以外
	・事業の転用を行った品種の種子供給量 10 ポイント以上向上 20.0% 以上・・・・・・・・・・・20 ポイント 15.0% 以上・・・・・・・・・・・15 ポイント 10.0% 以上・・・・・・・・・・・10 ポイント
	・事業対象の品種の導入比率を 2.0 ポイント以上増加 10.0 ポイント 以上・・・・・・・・・20 ポイント 8.0 ポイント 以上・・・・・・・・・16 ポイント 6.0 ポイント 以上・・・・・・・・・12 ポイント 4.0 ポイント 以上・・・・・・・・・８ポイント 2.0 ポイント 以上・・・・・・・・・４ポイント
	・事業対象の品目の更新率を現状（直近５中３年間）の値と比較して 1.0 ポイント以上向上 10.0ポイント 以上・・・・・・・・・20ポイント 8.0ポイント 以上・・・・・・・・・16ポイント 5.0ポイント 以上・・・・・・・・・12ポイント 3.0ポイント 以上・・・・・・・・・８ポイント 1.0 ポイント 以上・・・・・・・・・４ポイント
	・事業対象の品目の種子作付面積を 1.0 ポイント増加 10.0ポイント 以上・・・・・・・・・20ポイント 8.0ポイント 以上・・・・・・・・・16ポイント 5.0ポイント 以上・・・・・・・・・12ポイント

	3.0ポイント 以上・・・・・・・・・８ポイント 1.0 ポイント 以上・・・・・・・・・４ポイント
	・　事業対象の品目において、生産される種子品種数を１品種以上増加（豆類に限る） ２品種以上・・・・・・・・・・・・・20 ポイント １品種・・・・・・・・・・・・・・・10 ポイント

別表２（別記２、別記３関係）

補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・調査用備品の経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。	・取得単価が50万円以上の備品については、見積書（該当する備品を１社しか扱っていない場合を除き、原則３社以上）、カタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門的知見を有する外部有識者への旅費	
	専門員調査旅費	事業を実施するために直接必要な専門員が行う資料収集、各種調査、打ち合わせ、成果発表等の実施に必要な経費	
	研修旅費	事業を実施するために必要となる旅費・受講料等の研修費用	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供及び資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。

賃金		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、本事業を実施する事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費	・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・賃金単価の設定根拠となる資料を添付すること。 補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること。
使用料及び賃借料	会場借料	本事業を実施するために直接必要な検討会、技術講習会等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	借上費	事業を実施するために直接必要なほ場、農業機械、分析機器、貯蔵施設等の借上経費	・対象となる機械等の借上げを必要とする理由､期間等について明確にした上で実施すること。 ・借上げの際は、見積書（該当する機械等を１社しか扱っていない場合を除き、原則３社以上)、カタログ等を添付すること。 ・ほ場の借上費の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
需用費	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	講習会受講費	事業を実施するために直接必要な資格取得に要する講習会の受講等経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入経費	・新聞、定期刊行物、広く一般に定期購読されているものは除く。
	原材料費	事業を実施するために直接必要な栽培実証、収穫物の品質評価、加工適性試験、副産物活用等に必要な資材や原材料等の経費	・資材や原材料等は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接	・消耗品は受払簿で管理するこ

		必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され又はその効用を失う少額な物品の購入経費 ・ＣＤ－ＲＯＭ等の少額(３万円未満)な記録媒体 ・試験等に用いる少額（３万円未満）な器具等	と。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（協議会等の構成員の民間企業等を含む。）に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助対象経費の額の50％未満とすること。 ・事業そのもの又は本事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間団体等内部で社内発注を行う場合は、利潤を排除した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない調査・管理、分析、試験又は加工等を専ら行う経費	
雑役務費	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書等に添付する印紙の経費	
	保険料	事業を実施するために直接雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費	
	通勤費	事業を実施するために直接	

		雇用した者に支払う通勤手当等の経費	
	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
処分費	処分料	事業を実施するために直接必要な収穫物等の廃棄処分にかかる経費	

1　賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年９月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房予算課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。

2　上記欄の経費であっても、以下の場合にあっては認めないものとする。

（１）本事業で得られた成果物を有償で配布した場合

（２）補助事業の有無にかかわらず事業実施主体が具備すべき物品等の購入

（３）補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルをした場合

別記様式第１号

番　　号
年　月　日

○○県（都道府）知事　殿

事業実施主体名
所　　在　　地
代 表 者 氏 名

令和○年度気候変動対応等高需要種子増産・確保緊急対策事業の事業実施計画の提出（変更承認申請）について

令和○年度において、気候変動対応等高需要種子増産・確保緊急対策事業を実施したいので、気候変動対応等高需要種子増産・確保緊急対策事業実施要領（令和○年○月○日付け○農産第○○○○号農産局長通知）第６の１の（１）の規定により別添のとおり、関係書類※1を添えて提出（変更承認申請）します。

※　関係書類として、事業実施計画書（別記様式第１号別添）及び環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（別記様式９号）を添付すること。

別記様式第１号別添（別記１、別記２、別記３関係）

気候変動対応等高需要種子増産・確保緊急対策事業

□　事業実施計画書
□　事業実績報告書

事　業　実　施　年　度：令和　　年度

事　業　実　施　主　体　名：

事　業　実　施　地　区：
（都道府県名を記入）：

第１　事業計画総括表

１　事業概要等

（単位：円）

事業内容 （各事業の番号は実施要領第３の１より引用）	事　業　費	負担区分			補助率	備　考	整理番号
		国庫補助金	自己負担	その他			
気候変動対応等高需要種子増産・確保緊急対策事業							
１　健全種子生産のための施設整備緊急対策事業					1/2以内		
２　需要増に対する種もみ等確保に対する支援							
（１）高需要種子増産・備蓄実証事業							
ア　種子供給体制の構築に向けた検討会の開催					定額		
イ　種子供給体制に関する資料の作成					定額		
ウ　高温体制品種等の増産の実証					定額		
エ　種子備蓄期間の延長の実証					定額		
オ　増産または備蓄実証における種子の処分					定額		
カ　その他					定額		
（２）高需要種子臨時転用特例対策事業							
ア　種子転用にかかる検討会の開催					定額		
イ　種子転用にかかる品質評価・分析等					定額		
ウ　種子転用にかかる消毒等種子事故防止					定額		
エ　種子転用にかかる周知資料の作成					定額		
オ　その他					定額		

注１：「備考」の欄には、区分ごとに、仕入れにかかる消費税相当額について、これを減額した場合には「所税額〇〇円のうち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること

注２：事業費=国庫補助金+自己負担+その他とすること

注３：複数のメニューに取り組む場合には、整理番号欄に通し番号を記入すること

２　事業完了（予定）年月日

令和　　年　　月　　日

第２　事業実施主体

１　事業実施主体名および代表者名

事業実施主体名	代表者名

２　事業実施体制

（１）事業実施担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
所在地	
電話番号	
e-mail	

注１：原則として、事業実施担当者と経理担当者は別の者とすること。

（２）経理担当者

氏名（ふりがな）	
所属（部署名等）	
所在地	
電話番号	
e-mail	

注１：原則として、事業実施担当者と経理担当者は別の者とすること。

第３　成果目標

整理番号	具体的な成果目標	現状			目標			増減率等			ポイント①	事後評価の検証方法（現状値及び目標値の算出方法）	備　　考

注1：成果目標は各取組ごとに記載し、3つ以上設定する場合は、適宜、行を追加して記入すること。
注2：「具体的な成果目標」の欄には、別記ごとの「事業の取組」に対応する実施要領各別記の第3の成果目標を記入すること。
注3：「現状」は、各事業内容又は取組に対応した成果目標に応じ記入すること。ただし、基準年の規定がない場合は事業の対象となる年産の前々年とする。
注4：「増減率等」の欄には、設定した成果目標にもとづく「現状」値と「目標」値から算定される具体的な増減率等の数値を記入すること。

第４　必要経費

１　経費の配分と負担区分

区　分	事　業　費	負担区分			備考
		国庫補助金	自己負担	その他	
気候変動対応等高需要種子増産・確保緊急対策事業	円	円	円	円	
健全種子生産のための施設整備緊急対策事業　別記１	0	0	0	0	
高需要種子増産・備蓄実証事業　別記２					
高需要種子臨時転用特例対策事業　別記３					
合　計					

注１：「事業費」の欄には、１から３の実施に係る事業費の総額を記入すること。ただし、面積定額補助の取組メニューにあっては国庫補助金の額を事業費とする。

注２：事業費＝国庫補助金＋自己負担＋その他とすること。

２　収支予算（又は精算）

（１）収入の部

区　分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備　考
			増	減	
気候変動対応等高需要種子増産・確保緊急対策事業	円	円	円	円	
健全種子生産のための施設整備緊急対策事業　別記１	0	0	0	0	
高需要種子増産・備蓄実証事業　別記２	0	0	0	0	
高需要種子臨時転用特例対策事業　別記３	0	0	0	0	
合　計					

（２）支出の部

区　分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備　考
			増	減	
気候変動対応等高需要種子増産・確保緊急対策事業	円	円	円	円	
健全種子生産のための施設整備緊急対策事業　別記１	0	0	0	0	
高需要種子増産・備蓄実証事業　別記２	0	0	0	0	
高需要種子臨時転用特例対策事業　別記３	0	0	0	0	
合　計					

注１：経費積算の基礎等の根拠資料を提出すること。

注２：適宜、行を追加して記入すること。

注３：「本年度精算額」「比較増減」の欄は、実績報告時に記入すること。

1 健全種子生産のための施設整備緊急対策事業

ア　事業実施年度・目標年度

事業実施年度	令和　年度	目標年度	令和　年度

注：目標年度は、原則として翌々年度を記載すること

イ　事業の目的・効果

注１：本事業を活用することで、どのように原原種等の生産性向上・品質維持を目指すのかを具体的に記載すること。
注２：既存の施設がある場合は、既存の施設がありながら導入する理由を簡潔に記載すること

ウ　施設等の整備

（ア）施設等を整備する場所

施設名等		導入予定場所	面積	用地の取得予定	備考
		市 町　　番地 村	㎡		

注１：「用地の取得予定」の欄は、本事業に施設の新設で採択された場合、取得する予定の用地の取得予定時期等について記載すること。
注２：「用地の取得予定」の欄については、本事業で施設を改修予定の場合は、記載する必要はない。

（イ）施設等の整備内容

施設等名	整備内容（区分、構造、規格、能力等）

注１：記入欄が足りない場合は、欄を追加すること。
注２：本事業で整備する施設等の詳細について、事業内容欄に記載すること。

エ　事業費

（ア）事業費の内訳

施設名	事業内容 （工種、施設区分、構造、規格、能力等）	総事業費 （円）	国庫補助額	都道府県費	市町村費	その他	完了（予定） 年月日	備　　考

注１：記入欄が足りない場合は、欄を追加すること。

注２：本表への記載内容の詳細と金額の根拠がわかる書類を添付すること。

（イ）補助対象施設を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の内容

金融機関名	融資名	融資額	償還期間	その他

〇添付書類

・概算設計書、見積書等事業の積算根拠となる資料（別添１）
・施設の規模算定根拠（別添２）
・施設の能力、稼働時間等の詳細（別添３）
・位置、配置図、平面図、施設の管理運営規程（別添４）
・その他、参考となる資料（参照した統計資料）等（別添５）

2　高需要種子増産・備蓄実証事業

（ア）本事業において取り組む実証等

種子供給の課題、取り組む実証の概要、実施体制	備考

注：適宜、行を追加して記入すること

（イ）取組の内容

取組内容	取組内容の詳細	事業量（単価、人数、実施回数）等	事業費 （円）（税込）	国庫補助金 （円）	備　　考

注１：「取組内容の詳細」の欄には、〇〇検討会の開催、〇〇資料の作成、品質評価、等具体的な内容を記入すること
注２：実施要領別表〇の「補助対象経費」の費目に該当する事項については、「事業量」の欄に事項ごとに具体的に記入すること。
注３：「国庫補助金」の欄には、事業費の10/10以内の額を記入すること
注４：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、
　　同税額がない場合には 「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。
注５：適宜、行を追加して記入すること

【以下、実績報告時、事業実施状況報告時に記入】

実証等の取組結果の概要	取組状況	種子供給が図られなかった場合の要因分析

注１：本事業で取り組んだ実証内容ごとに記入すること
注２：「実証等の取組結果の概要」欄には、事業実施期間中に取り組んだ実証等の結果の概要を記入すること
注３：必要に応じ、実証等の結果や取組内容のわかる資料を添付すること
注４：適宜、行を追加して記入すること

【別記２別紙】高温耐性等高需要種子需給計画

1. 高温耐性品種等の生産及び供給の現状に関する課題及び安定供給に向けた取組方針

（具体的に記載）
〇〇県では、高温耐性品種として▽▽を奨励品種として位置づけ、××地区において種子生産を実施し令和〇年度における種子生産量は□kgとなっている。一方で、種子需要としては〇年度においては、■kgの申し込みがあり、☆kg不足するため、同昨期の△△の作付けに誘導している。
このため、▼▼地区においても▽▽の栽培を令和●年度から実施し、令和●年度における種子供給量◇kgを目指す。　等

２．事業において増産等を実施する種子の需給

品種名称	品種特徴	令和〇年度種子計画における生産計画数量	令和〇年度期首種子備蓄・在庫数量	合計	令和〇年度種子需要数量	令和〇年度目標種子供給数量	必要増産・備蓄数量
		kg	kg	kg	kg	kg	kg
		kg	kg	kg	kg	kg	kg
		kg	kg	kg	kg	kg	kg
		kg	kg	kg	kg	kg	kg
		kg	kg	kg	kg	kg	kg
		kg	kg	kg	kg	kg	kg

注１：「品種名称」には、増産等を実施する品種名称を記載すること
注２：「品種特徴」には、「1.高温耐性」、「2.多収性」のいずれかを記載することとし、複数の特徴を有する場合においては、
　　数字の若いものを選択すること

３．種子の増産計画

品種名称	品種特徴		令和〇年度（事業実施年度）		令和〇年度		令和〇年度（目標年度）		令和〇年度		令和〇年度		令和〇年度	
			計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績
		生産量												
		備蓄量												
		供給量												
		生産量												
		備蓄量												
		供給量												
		生産量												
		備蓄量												
		供給量												
		生産量												
		備蓄量												
		供給量												
		生産量												
		備蓄量												
		供給量												

３　高需要種子臨時転用特例対策事業

（ア）本事業において取り組む種子供給の取組の全体像

種子供給の現状、取組の概要、実施体制	備考

注：適宜、行を追加して記入すること

（イ）取組の内容

取組内容	取組内容の詳細	事業量（単価、人数、実施回数）等	事業費 （円）（税込）	国庫補助金 （円）	備　　考

注１：「取組内容の詳細」の欄には、〇〇検討会の開催、〇〇資料の作成、品質評価、等具体的な内容を記入すること
注２：実施要領別表〇の「補助対象経費」の費目に該当する事項については、「事業量」の欄に事項ごとに具体的に記入すること。
注３：「国庫補助金」の欄には、事業費の10/10以内の額を記入すること
注４：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、
　　同税額がない場合には 「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。
注５：適宜、行を追加して記入すること

【以下、実績報告時、事業実施状況報告時に記入】

取組結果の概要	取組状況	種子転用にかかり発生した課題及びその要因分析

注１：本事業で取り組んだ取組内容ごとに記入すること
注２：「取組結果の概要」欄には、事業実施期間中に取り組んだ種子転用の取組結果の概要を記入すること
注３：必要に応じ、取組内容のわかる資料を添付すること
注４：適宜、行を追加して記入すること

別記様式第２号

番　　号
年　月　日

○○農政局長　殿

（北海道にあっては北海道農政事務所長、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

○○○県（都道府）知事

令和○年度高需要種子増産・確保緊急対策事業の都道府県計画の提出（変更承認申請）について

令和○年度において、高需要種子増産・確保緊急対策事業を実施したいので、高需要種子増産・確保緊急対策事業実施要領（令和○年○月○日付け○農産第○○○○号農産局長通知）第６の１の（２）の規定により別添のとおり、関係書類を添えて提出（変更承認申請）します。

注　関係書類として、都道府県事業計画書（別記様式第２号別添）を添付すること。

別記様式第２号別添（別記１、別記２、別記３関係）

気候変動対応等高需要種子増産・確保緊急対策事業
都道府県事業計画総括表（都道府県計画）

事　業　実　施　年　度：令和　　年度

都　道　府　県　名：

第１　当該都道府県の本事業の実施方針

第２　事業計画総括表

１　事業概要等

（単位：円）

事業内容 （各事業の番号は実施要領第３の１より引用）	事　業　費	負担区分			補助率	備　考	整理番号
		国庫補助金	自己負担	その他			
気候変動対応等高需要種子増産・確保緊急対策事業							
１　健全種子生産のための施設整備緊急対策事業					1/2以内		
２　需要増に対する種もみ等確保に対する支援							
（１）高需要種子増産・備蓄実証事業							
ア　種子供給体制の構築に向けた検討会の開催					定額		
イ　種子供給体制に関する資料の作成					定額		
ウ　高温体制品種等の増産の実証					定額		
エ　種子備蓄期間の延長の実証					定額		
オ　増産または備蓄実証における種子の処分					定額		
カ　その他					定額		
（２）高需要種子臨時転用特例対策事業							
ア　種子転用にかかる検討会の開催					定額		
イ　種子転用にかかる品質評価・分析等					定額		
ウ　種子転用にかかる消毒等種子事故防止					定額		
エ　種子転用にかかる周知資料の作成					定額		
オ　その他					定額		

注１：「備考」の欄には、区分ごとに、仕入れにかかる消費税相当額について、これを減額した場合には「所税額〇〇円のうち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること

注２：事業費=国庫補助金+自己負担+その他とすること

注３：複数のメニューに取り組む場合には、整理番号欄に通し番号を記入すること

２　　事業実施主体別事業概要等

（１）健全種子生産のための施設整備緊急対策事業

整理番号	ポイント	事業内容又は取組	事業実施主体	事　業　費	負担区分			備考
					国庫補助金	自己負担	その他	
				円	円	円	円	
合計								

（２）高需要種子増産・備蓄実証事業及び高需要種子臨時転用特例対策事業

整理番号	ポイント	事業内容又は取組	事業実施主体	事　業　費	負担区分			備考
					国庫補助金	自己負担	その他	
				円	円	円	円	
合計								

注１：「整理番号」欄は、事業実施計画における事業内容ごとにポイントの高い順（採択優先順が高い）の数字を記入すること。

注２：「ポイント」欄は、実施要領別表１に基づき付与したポイントを記入すること。

注３：「事業内容又は取組」の欄には、実施要領第３の事業内容を記入。ただし、取組により成果目標が異なる場合は、実施要領各別記の第４の取組名を記入すること。

注４：事業費＝国庫補助＋自己負担＋その他とすること。

注５：「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

また、事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己負担の全部又は一部について融資を受ける場合には「融資該当有」と記入すること。

第３　経費の配分及び負担区分

区　分	事　業　費	負担区分			備考
		国庫補助金	自己負担	その他	
気候変動対応等高需要種子増産・確保緊急対策事業	円	円	円	円	
健全種子生産のための施設整備緊急対策事業　別記１	0	0	0	0	
高需要種子増産・備蓄実証事業　別記２					
高需要種子臨時転用特例対策事業　別記３					
合　計					

注１：「事業費」の欄には、１から３の実施に係る事業費の総額を記入すること。ただし、面積定額補助の取組メニューにあっては国庫補助金の額を事業費とする。
注２：事業費＝国庫補助金＋自己負担＋その他とすること。

第４　収支予算（又は精算）

（１）収入の部

区　分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備　考
			増	減	
気候変動対応等高需要種子増産・確保緊急対策事業	円	円	円	円	
健全種子生産のための施設整備緊急対策事業　別記１	0	0	0	0	
高需要種子増産・備蓄実証事業　別記２	0	0	0	0	
高需要種子臨時転用特例対策事業　別記３	0	0	0	0	
合　計					

（２）支出の部

区　分	本年度予算額	本年度精算額	比較増減		備　考
			増	減	
気候変動対応等高需要種子増産・確保緊急対策事業	円	円	円	円	
健全種子生産のための施設整備緊急対策事業　別記１	0	0	0	0	
高需要種子増産・備蓄実証事業　別記２	0	0	0	0	
高需要種子臨時転用特例対策事業　別記３	0	0	0	0	
合　計					

注１：経費積算の基礎等の根拠資料を提出すること。
注２：適宜、行を追加して記入すること。
注３：「本年度精算額」「比較増減」の欄は、実績報告時に記入すること。

第５　添付資料

１　各事業実施主体の事業実施計画書の写し

２　その他、地方農政局長等が必要と認める資料（ウェブサイトで閲覧可能な資料はURLの記載のみで可）

（別記１）健全種子生産のための施設整備緊急対策事業

（別記２）高需要種子増産・備蓄実証事業

（別記３）高需要種子臨時転用特例対策事業

別記様式第３号

番　　号
年　月　日

○○○県（都道府）知事　殿

事業実施主体名
所　　在　　地
代 表 者 氏 名

令和○年度高需要種子増産・確保緊急対策事業交付決定前着手届について

事業実施計画に基づく別添の事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

１　交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、別添の「事業実施主体」の欄に記載がある者が負担すること。

２　交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。

３　当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業実施主体	事業内容	事業量	事業費	着手予定 年 月 日	完了予定 年 月 日	理由

別記様式第４号

番　　号
年　月　日

○○○県（都道府）知事　殿

事業実施主体名
所　　在　　地
代 表 者 氏 名

令和○年度高需要種子増産・確保緊急対策事業の事業実施状況報告書（○年度実績）

令和○年度において、高需要種子増産・確保緊急対策事業を実施したので、高需要種子増産・確保緊急対策事業実施要領（令和○年○月○日付け○農産第○号農林水産省農産局長通知）第８の１の規定により、関係書類を添えて報告します。

注　関係書類として、事業実施状況報告書（別記様式第４号別添）を添付すること。

別記様式第４号別添

気候変動対応等高需要種子増産・確保緊急対策事業
実施状況報告書
（実施状況報告）

事業実施年度：	令和　　年度
事業実施状況報告年度：	令和　　年度
目標年度：	令和　　年度
事業実施主体名：	
都道府県名：	

※　添付資料として、別記様式第１号別添の事業実施計画書に準じた事業実施状況報告書を作成すること。

別記様式第５号

番　　号
年　月　日

○○農政局長　殿

（北海道にあっては北海道農政事務所長、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

○○○県（都道府）知事

令和○年度高需要種子増産・確保緊急対策事業の事業実施状況報告書（○年度実績）

令和○年度において、高需要種子増産・確保緊急対策事業を実施したので、高需要種子増産・確保緊急対策事業実施要領（令和○年○月○日付け○農産第○号農林水産省農産局長通知）第８の３の規定により、関係書類を添えて報告します。

注　関係書類として、事業実施状況報告書（別記様式第５号別添）を添付すること。

別記様式第５号別添

気候変動対応等高需要種子増産・確保緊急対策事業
実施状況報告書

事　業　実　施　年　度：令和　　年度

事業実施状況報告年度：令和　　年度

目　　標　　年　　度：令和　　年度

都　道　府　県　名：

第１　当該年度の成果目標の達成状況等総括表

事業実施主体名	取組メニュー	地区	成果目標 達成状況	事業実施主体に対する措置

注１：事業実施主体に対する措置欄については、取組主体の成果目標に対して事業の進捗状況が遅れている場合に記入すること。
注２：成果目標を４つ以上設定した事業実施主体がある場合は、適宜、列を追加して記入すること。

第２　添付資料
（１）各事業実施主体の事業実施状況報告書
（２）その他、都道府県が必要と認める資料

別記様式第６号

番　　号
年　月　日

○○○県（都道府）知事　殿

事業実施主体名
所　　在　　地
代 表 者 氏 名

令和○年度高需要種子増産・確保緊急対策事業の評価報告（○年度実績）

高需要種子増産・確保緊急対策事業実施要領（令和○年○月○日付け○農産第○号農林水産省農産局長通知）第９の１の規定により、関係書類を添えて報告します。

注１　関係書類として、事業評価シート（別記様式第６号別添）を添付すること。
注２　必要に応じて事業実施状況報告書を添付すること。

別記様式第６号別添

気候変動対応等高需要種子増産・確保緊急対策事業に関する事業評価シート

事業名	
事業実施主体名	
都道府県	
事業実施年度	○年度（○年度実績）

１　事業の効果

（１）具体的な取組内容

（２）成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容及び事業評価の検証方法		
成果目標の達成状況	指標	達成率
目標値		
基準年　（　　年）		
目標年　（　　年）		%
改善計画実施結果		
（　　年）		
事業の実施による効果		

事業計画の妥当性		（理由）	
適正な事業の執行		（理由）	

（注）

１　「成果目標の具体的な内容及び事業評価の検証方法」の欄については、事業実施計画書に記載した内容を転記すること。

２　「成果目標の達成状況」については、算出の根拠となる資料を添付すること。

３　「改善計画実施結果」については、成果目標が達成されず、地方農政局長等から指導を受けた場合に記入すること。改善計画に２年以上取り組む場合は、欄を適宜追加すること。

４　「事業の実施による効果」については、取組の総評を記入し、整備事業を実施した場合は施設の活用状況についても記入すること。

５　「事業計画の妥当性」及び「適正な事業の執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には１を、それ以外の場合には０を記入すること。また、その理由について記入すること。

別記様式第７号

番　　号
年　月　日

○○農政局長　殿

（北海道にあっては北海道農政事務所長、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

○○○県（都道府）知事

令和○年度高需要種子増産・確保緊急対策事業の評価報告（○年度実績）

高需要種子増産・確保緊急対策事業実施要領（令和○年○月○日付け○農産第○号農林水産省農産局長通知）第９の２の（３）の規定により、関係書類を添えて報告します。

注　関係書類として、事業評価総括表（別記様式第７号別添）を添付すること。

別記様式第７号別添

気候変動対応等高需要種子増産・確保緊急対策事業に関する事業評価総括表

事業実施主体名	取組 メニュー	地　区		成果目標の達成状況					事業計画 の妥当性	適正な 事業執行	都道府県知事の意見
				成果目標の 具体的な内容	基準値 ○○年度	目標値 ○○年度	実績値	達成度合 ％			
			成果 目標								

注１：それぞれの事業実施主体の取組について、適宜、行を追加または削除し、設定した成果目標の評価結果を記載すること。

注２：「事業計画の妥当性」及び「適正な事業執行」の欄については、事業が適切に実行された場合には１を、それ以外の場合には０を記入すること。

注３：都道府県知事が災害により事業計画で定めた方法では評価が困難と判断し、代替案で事業評価した場合は、代替として使用した事業評価の検証方法及び評価結果が分かる資料を添付すること。

（添付資料）

（１）当該事業実施主体の事業評価シート（別記様式第６~~７~~号）の写し

（２）その他、都道府県が必要と認める資料

記様式第８号

番　　号
年　月　日

○○○県（都道府）知事　殿
○○農政局長　殿

（北海道にあっては北海道農政事務所長、
沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長）

事業実施主体名
所　在　地
代 表 者 氏 名

令和○年度高需要種子増産・確保緊急対策事業における改善計画（○年度）について

令和○年度において高需要種子増産・確保緊急対策事業における当初事業実施計画の目標の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

１　事業の導入及び取組の経過

２　事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

３　事業の実績及び改善計画

	成果目標の具体的な内容	事業実施後の状況（実績）				改善計画	
区分		基　準（　年度）	目　標（　年度）	実　績（　年度）	達成度％	目　標（　年度）	達成度％

注：複数年で改善計画を作成する場合は、「改善計画」の欄に適宜列を追加して記入すること。

4　改善方策

（問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。）

5　改善計画を実施するための推進体制

別記様式第９号

受益者名

代表者名

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）

下記の各項目のうち、事業実施期間中に実施する内容について、□欄に✓又は■を記入してください。
該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入してください。

	申請時（します）	（１）適正な施肥	報告時（しました）
①	□	肥料の適正な保管	□
②	□	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	□
③	□	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	□
④	□	有機物の適正な施用による土づくりを検討	□

	申請時（します）	（２）適正な防除	報告時（しました）
⑤	□	病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	□
⑥	□	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	□
⑦	□	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	□
⑧	□	農薬の適正な使用・保管	□
⑨	□	農薬の使用状況等の記録・保存	□

	申請時（します）	（３）エネルギーの節減	報告時（しました）
⑩	□	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	□
⑪	□	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	□

	申請時（します）	（４）悪臭及び害虫の発生防止	報告時（しました）
⑫	□	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	□

	申請時（します）	（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時（しました）
⑬	□	プラ等廃棄物の低減に努め、適正に処理	□

	申請時（します）	（６）生物多様性への悪影響の防止	報告時（しました）
⑭	□	病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	□
⑮	□	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	□

	申請時（します）	（７）関係法令の遵守等	報告時（しました）
⑯	□	みどりの食料システム戦略の理解	□
⑰	□	関係法令の遵守	□
⑱	□	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	□
⑲	□	正しい知識に基づく作業安全に努める	□

別記様式第９号

受益者名

代表者名

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

下記の各項目のうち、事業実施期間中に実施する内容について、□欄に✓又は■を記入してください。
該当しない場合は、□欄には／（斜線）を記入してください。

	申請時（します）	（１）適正な施肥	報告時（しました）
①	□	※農産物等の調達を行う場合（該当しない □） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討	□

	申請時（します）	（２）適正な防除	報告時（しました）
②	□	※農産物等の調達を行う場合（該当しない □） 環境負荷低減に配慮した農産物等の調達を検討（再掲）	□

	申請時（します）	（３）エネルギーの節減	報告時（しました）
③	□	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	□
④	□	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める	□
⑤	□	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討	□

	申請時（します）	（４）悪臭及び害虫の発生防止	報告時（しました）
⑥	□	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	□

	申請時（します）	（５）廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時（しました）
⑦	□	プラ等廃棄物等の削減に努め、適正に処理	□
⑧	□	資源の再利用を検討	□

	申請時（します）	（６）生物多様性への悪影響の防止	報告時（しました）
⑨	□	※生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない □） 生物多様性に配慮した事業実施に努める	□
⑩	□	※特定事業場である場合（該当しない □） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	□

	申請時（します）	（７）環境関係法令の遵守等	報告時（しました）
⑪	□	みどりの食料システム戦略の理解	□
⑫	□	関係法令の遵守	□
⑬	□	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める	□
⑭	□	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない □） 機械等の適切な整備と管理に努める	□
⑮	□	正しい知識に基づく作業安全に努める	□

注　※の記載内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。